

平成25年3月29日

こども家庭課家庭福祉係 川本・伊豆蔵・服部

ダイヤルイン：0742-27-8678 内線：2878

「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（第3次）

1. 計画の概略

「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（第3次）は、本県における配偶者からの暴力（DV）・交際相手からの暴力（デートDV）の防止及び被害者支援の方向性を定めたものである。

当該計画をふまえ、庁内関係課・警察・市町村・民間団体をはじめとした関係機関との連携を図りながら取組を進める。

2. 計画の体系

	基本目標	重点目標
体制整備	1 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための推進体制整備	(1) 県配偶者暴力相談支援センターにおける支援の充実 (2) 市町村・関係機関との連携 (3) 民間団体との連携 (4) 相談事例の分析
発生予防	2 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成	(1) 県民への意識啓発 (2) 家庭・学校・地域での人権教育の推進 (3) 発見・通報体制の充実
被害者支援	3 被害者が安心して相談できる体制の整備	(1) 被害者が相談しやすい環境整備 (2) 信頼できる相談者の育成 (3) 苦情処理体制の整備
	4 被害者を迅速安全に保護する体制の整備	(1) 一時保護体制の充実 (2) 被害者が安心してできる安全な保護体制の整備
	5 被害者の自立を支援する体制の整備	(1) 総合的な支援の充実 (2) 就業支援の充実 (3) 住宅支援の充実 (4) 同伴する子どもの支援の充実

3. 計画策定の経緯

- 平成18年3月「奈良県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」
- 平成20年1月「奈良県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（第2次）計画期間が終了することから第3次計画を策定
- 「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」における意見を参考に策定

4. 計画の期間等

- この計画は、平成25年度から平成29年度までの5年間を計画期間とする。
- 法律及び国の基本方針が見直された場合や、新たに盛り込むべき施策等が生じた場合には、状況に応じ見直しを行う。

5. 主な改正点

- 表題を含む内容を「配偶者からの～」→「配偶者等からの～」へ変更
 - ・ DV防止法規定の「配偶者からの暴力」に加え「交際相手からの暴力」（デートDV）の防止及び被害者支援について、計画の対象とする事を明示。
- 「相談事例の分析」を重点目標に追加
 - ・ DV一時保護ケースの相談分析を行い、被害者の支援ニーズ等を正確に理解し今後の被害者支援の充実を図る。